

【論文】

固有名の意味論

上林 洋二

The Semantics of Proper Names

Yoji Kambayashi

固有名がいかなる意味をもつかということに関しては、非常に豊富な意味を持つという記述説とまったく意味を持たないという因果説の二つがあったが、言語事実を見ると、そのどちらも正しくなく、「Nという名前の持ち主」という意味を有していると考えるのが妥当である。

キーワード：固有名、叙述名詞句、措定文、名前の持ち主、指定文

0.

「プラトン」「アリストテレス」のような固有名（言語学では固有名詞 proper noun と呼ばれるが、哲学では固有名 proper name と呼ぶ）がどういう意味を持つのかということに関しては、哲学史上長い論争の歴史があるが、分析哲学という現代哲学の土俵上でも大きな論争をまきおこした。それは大まかに言って二つの相反する学説のぶつかり合いだったが、その二つはまさに正反対と言うべき主張を持っていた。

記述説と言われる一派の主張は固有名は非常に豊富な意味内容を持っているというものだった。

それに対して因果説と言われる一派は、固有名はまったく意味を持たないとした。

固有名の意味が哲学者たちの大きな関心になるのは、実はこの問題が固

固有名の意味論

有名に関することだけにとどまらず、およそことばの意味とは何かということに関わってくるからである。

本稿では哲学上の論争にはあまり深く入りこむことはしないで、純粋に言語事実を見つめたときにどのような結論が得られるかを考えてみたい。

1.

固有名は非常に豊富な意味を持つという考え方の代表的な人物はフレーゲである。フレーゲは「言語表現の内包（意味）が外延（指示対象）を決定する」というテーゼを標榜したが、それに従うことは何を意味するかというと、例えば1）ある言語表現の内包が同じであれば外延も同じ、2）表現の内包が曖昧であれば（つまり多義語）外延も曖昧、3）表現の内包が無であれば、外延も無、といったことになる。

1）に関して言えば、例えば bachelor という語の一つの意味は unmarried man と同じであるから、両者の指示対象も同じである。むろん、実際の言語運用に関してはその場その場によってある特定の独身男性を指すことがあるわけだから、その意味での指示対象は異なる可能性があるが、それは unmarried man という一つの表現が場面によって異なる独身男性を指すのと同じことであって、このテーゼに抵触することではない。

2）に関しては、bachelor に独身男性、学士、騎士、繁殖期に相手のいない若い雄のオットセイという四つの意味があるなら、指示対象もそれに応じて四通りあるということである。むろん、ここでも現実の言語運用に際しての発話における指示対象は限りなく異なる可能性がある。

3）はどういうことかということ、たとえば「かゆい匂いのするアイスクリーム」のような無意味な表現、「妻のいる独身男性」のような矛盾する表現には指示対象はないということである。

ひとつ注意しておきたいのは、ここで内包が外延を決定するのであって、その逆ではないということである。つまり1）の逆である、1'）ある言語表現の外延が同じであれば内包も同じ、は成り立たない。外延が同じであ

りながら内包が異なるものとしては古くから「心臓を持った動物」と「腎臓を持った動物」の例がある。

さて、フレーゲによれば、例えば「アリストテレス」という固有名の意味は「プラトンの弟子でアレキサンダー大王の教師」という表現と同じである。ここで仮にプラトンの弟子であってかつアレキサンダー大王の教師をつとめたことのある人物がアリストテレスのほかにもいた場合、どうなるかということ、それは単にこの長い表現をさらに長くすればよいだけである。例えば「紀元前××年にスタギラで生まれ、プラトンの弟子で、…」のように、要するにアリストテレスなる特定の人物を間違いなく指し示すことができる表現があればいいわけで、固有名はこのような確定記述表現と同じ意味を持つという考え方である。

とすれば、「アリストテレス」は例えば「人間」「ギリシヤ人」「哲学者」「プラトンの弟子」といった表現よりはるかに豊富な意味内容を持つということになる。フレーゲのこの考え方は細部ではいろいろ批判され修正されたとは言え、大筋ではラッセル、ストローソン、サールと受け継がれ、それはまとめて記述説と呼ばれる。

一方、古くからミルは固有名にはまったく内包は存在しないと説いていた。確かに「人間」「ギリシヤ人」「哲学者」といった表現が内包を有するのに対し、「アリストテレス」はいかなる内包をも持たないという直感がわれわれにはある。

このミルの考え方を原型に、固有名は固定指示子であって、まったく意味を持たないという主張がクリプケ、パットナム、ドネランらによって強力に主張された。それではまったく内包を持たない表現がどうして対象を指示することが出来るのかということ、それは因果連鎖の図式によつた。つまり、ある対象をその固有名によつて命名した命名者があり、その命名の儀式があつて、コミュニケーションの連鎖の中でその固有名が手渡されてきたからだとするのである。彼らの主張は因果説、あるいは直接指示説などと呼ばれる。

そして彼らはさらに進んで固有名のみならずおよそ言語表現に意味などというものは存在しないというところまで主張を広げていくことになるのだが、今回はそこまで立ち入らない。

今ここで記述説と因果説それぞれの主張を詳しく振り返ってそれぞれの長短を指摘するつもりはない。ただ以下の議論のために、言語学的なバックグラウンドをもち、記述説と因果説の止揚を行なったと主張する Katz (1977) を簡単に見ておこう。

カッツはまずやはり固有名はそれ自体は何の意味も持たないとする。言語学的に言えば、辞書 (lexicon) には項目だけあって、その意味の記載はないということになる。

それでいながら固有名がどのようにして対象を指示することができるのかと言うと、カッツは因果連鎖などということは全く考えない。フレーゲの「内包が外延を決定する」というテーゼを遵守する。しかしそのためには全く意味を持っていない単語である固有名がどこかで意味を持たなくてはならない。ここでカッツは言語学の選択制限というものを手段として用いているのである。

例えば

(1) The dog drank something.

という文があった場合、この文が意味論的に変則的な文でないようにするためには、drink という語の選択制限により、この something は liquid だということが決まる。むろん、辞書では something という語に (liquid) などという記述は全くないにもかかわらずである。

すると全く同様に

(2) The dog drank Miller's High Life.

という文があれば、この Miller's High Life という固有名は liquid だということがわかることになる。(Katz (1977:58-59)) つまりもともと辞書には記載されていなかった意味が、その語が文中に現れることによって獲得されるということである。固有名の場合、辞書では意味が全く空(くう)だった

表現が文中に現れることによって何がしかの意味を獲得するということがある。

そしてこうすれば「内包が外延を決定する」というフレーズのテーゼが守られることになる。つまり辞書ではまったく何の意味も記載されていなかった Miller's High Life という固有名だが、文中では（液体）という意味を持つので、「液体であるようなある物」を指示することが出来るというわけである。

そして次にカッツは、次のような規則も立てている。(Katz(1977:61))
実はここが後で問題にしたい所である。

(3) Rewrite the reading (M1), ..., (Mn), $n \neq 0$, of a noun N marked syntactically [+Proper] as (M1), ..., (Mn), (Bears N)

つまり固有名の場合は文中で何か意味を獲得した後で「…という名前の持ち主」という意味を付与せよということである。この規則に従って(2)の Miller's High Life は「Miller's High Life という名前を持っている液体」という意味を獲得することになる。

2.

筆者は以前上林(1988)で日本語のいわゆるコピュラ文には次の3種類があると述べた。

(4) (a) AはBだ 【措定】

A:指示名詞句

B:叙述名詞句

意味:「A」という表現で指示される指示対象について言えば、それは“B”という性質を持つ。

(b) AがBだ 【指定】

A:指示名詞句

B:指示名詞句または叙述名詞句

意味:「B」という表現で指示される指示対象あるいは“B”

固有名の意味論

という性質を持つものをさがせば、それは「A」という表現の指示対象である。

(c) AはBだ 【倒置指定】

A:指示名詞句または叙述名詞句

B:指示名詞句

意味:「A」という表現で指示される指示対象あるいは“A”という性質を持つものをさがせば、それは「B」という表現の指示対象である。

このように考えることによってはじめて

(5) (a) 社長はこの人だ

(b) この人が社長だ

の二つは同義なのに、

(6) 鯨は哺乳類だ

に対して

(7) 哺乳類が鯨だ

という文が存在しない、あるいはあったとしても、それは非常に特殊な、普通(6)が持つのではない意味を持つということが説明できる。また、

(8) 日本の首相は自民党の総裁だ

という文は『日本の首相』という表現で指示されるあの人物は“自民党の総裁”という性質を持っている」という意味と“日本の首相”という性質を持っているものをさがせば、それは『自民党の総裁』という表現で指示されるあの人物だ」という二つの意味を持っているのに、

(9) 自民党の総裁が日本の首相だ

という文は後者の意味しか持たないこともこれによってはじめて説明されるとした。(5 a)は倒置指定文、(5 b)は指定文、(6)は措定文であって、(8)は倒置指定文と措定文の両方の可能性があり、(9)は指定文だからである。

そしてこのときすでに述べておいたのだが(上林(1988:65))、固有名

詞も叙述名詞句になり得る。このことは実は「措定」と「指定」という術語を用いた三上（1953）がすでに鋭い指摘をしている。（p. 46）

述語としては有格の指定にしか使われないのが代名詞である。固有名詞も指定に使われることが多いが、名前も人の性質（もちもの）の一つには違いないから、措定にもなりえる。だからやはり、指定にしか使われないという規定は代名詞を特性づけるものである。

三上（1953）の術語の使い方と上林（1988）のそれが異なっているので、この引用箇所は説明が必要だが（上林（1988）参照）、要するに「これ」「私」「彼」などの表現は指示する機能を持つだけであり、「これ」という性質」といったものは考えられない。それに対して固有名詞は指示名詞句として使われることが多いが、叙述名詞句として使われることもある。つまり「“山田太郎”という性質」なるものも存在する。そしてその性質とはとりもなおさず「山田太郎という名を持つ」ということだとまで、明示的ではないが、述べているのである。

言語事実を見ればこの指摘はもっともである。

(10) 私は山田太郎です

という文は普通の解釈では、「私は山田太郎という名前だ」という意味の措定文であろう。

そして

(11) アメリカの大統領はクリントンだ

という文は確かに、すぐ思いつく方の意味は「“アメリカの大統領”という性質を持っているものをさがせば、『クリントン』という表現で指示されるあの人物だ」という意味の倒置指定文であって、同じことを

(12) クリントンがアメリカの大統領だ

とも表現できる。

しかし（11）は普通考え付きにくいだが、『“アメリカの大統領”』という表現で指示されるあの人物はクリントンという名前だ」という意味にもなり得る。そしてその意味は（12）では表せない。

また、

(13) 夏目漱石は夏目金之助である

という文は意味が二つあって、一つは『夏目漱石』という表現で指示されるあの人物は夏目金之助という名前を持っている」であり、もう一つは「夏目漱石という名前を持っているのはどの人か」というと、あの『夏目金之助』という表現で指示される人物である」である。そして

(14) 夏目金之助が夏目漱石である

という文は後者の意味しか持っていない。

これだけの言語事実からどのようなことが引き出せるだろうか。まず因果説は誤りである。固有名が何ら意味を持たない固定指示子であるなら、それは叙述名詞句になること、すなわち措定文の述語の位置にたつことはできないはずである。「これ」「私」「彼」のように意味は持つが指示する機能しか持たない代名詞も叙述名詞句にはなり得ないのである。

しかし記述説もまた誤りである。なぜかという、すでに見たように例えば(11)の例を措定文として読むとき、その意味は『アメリカの大統領』という表現で指示されるあの人物はクリントンという名前だ」であって、『アメリカの大統領』という表現で指示されるあの人物は19××年に〇〇で生まれ、…」ではないからである。そしてこれはすでに多くの人が論じているように、(13)は分析的な文ではないと感ぜられるからである。

われわれの言語直観をごく自然に説明するためには、固有名Nの意味は全くの空(くう)でもなく、確定記述ほど豊富でもなく、「Nという名の持ち主」であるとするのが適切であろう。

3.

それでは1節で見たカツツの主張が正しいのだろうか。しかしよく見るとカツツの主張と今2節で見た考えとは異なっていることに気づく。(3)のようにカツツは「Nという名前の持ち主」という意味は固有名が文中において選択制限に従いある種の意味をもった後で付け加えられると考えて

いる。規則中の「 $n \neq 0$ 」という記述がまさにそのことを意味している。

なぜカツがこのように考えたかという、結局は因果説の「固有名はまったく意味を持たない」という主張をとりいれたからにほかならない。因果説の主張を一方で認めながら、なおかつ「内包が外延を決定する」というテーゼを遵守する（そしてそのことにより、今回は触れなかったが、そもそも言語の意味などというものは存在しないという哲学者たちの主張を退ける）のがカツのねらいであれば、それは当然の選択ではあった。

しかし純粹に言語事実を見つめるのであれば、「Nという名前の持ち主」という意味はもともとその単語にはなく、文中に現れたときはじめて獲得されると考える根拠はないのではないか。むしろもともと辞書にたとえば「山田太郎：[固有名詞]山田太郎という名前の持ち主」と書かれていると考えるべきであろう。

だが、これでは固有名の数だけ同様の記載を繰り返さなければならないことになってしまう。果たしてそのような冗長性が人間言語の辞書にゆるされていいのかという問題は確かにある。

ただ、どのみち固有名は人間言語の辞書に記すべき単語としては異端的な存在であることは間違いない。なぜかと言えば、辞書に記されている語彙の数は有限であるとの大前提に対して、固有名は挑戦をしているからである。人は例えば自分の飼い犬にそれまで聞いたことのない音声連続、例えば「アイイオ」といった名前をつけることはできる。そしてそれは日本語の規則を破ったことにはならない。むしろその音声を「犬」という意味で使うとしたら、その人は日本語の規則の外に出てしまったことになる。

とすれば、つまりどのみち固有名は他の単語と同等に扱えない面があるのだとすれば、この冗長性だけを問題にすることはないと言えよう。ただ、もっと一般的な問題、つまり固有名を辞書の中で扱うべきかどうかという問題が浮上してくることになるが、それはまた別の機会に検討したい。

固有名の意味論

参考文献

- 上林洋二（1988）「措定文と指定文——ハとガの一面」『文芸言語研究 言語篇』14.
筑波大学。
- Katz, J. J. (1977) “A Proper Theory of Names,” *Philosophical Studies* 31. pp. 1-80.
- 三上 章（1953）『現代語法序説』刀江書院、1972 復刊、くろしお出版